

最終更新日：2008年11月10日

株式会社アクセル

代表取締役社長 佐々木謙

問合せ先：取締役管理グループゼネラルマネージャー 千代進弘

証券コード：6730

<http://www.axell.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけ、「企業理念」及び「行動規範」においてコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を明示しております。

1. 「株主、従業員、顧客、取引先等全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する。」(企業理念)
2. 「公の企業としてその社会的責任を果たすために企業理念に基づいた行動をし、企業の継続的な成長をめざす。」(行動規範)
3. 「法令等の遵守はもとより、社会の構成員として企業に求められる価値観・倫理観を堅持し、全社的に環境問題を含む社会生活の場をより豊かにするテーマに前向きに取り組む。」(行動規範)

当社では、上記の各規定に従い、企業活動を推進するにあたりましては、企業組織として強い倫理観をもって事業活動を行いながら、企業価値の向上と継続的な成長をめざすためのコーポレート・ガバナンス体制の整備に努めていくことを基本方針としております。

当社では、このような方針を前提として、当社事業活動の特性等に即したガバナンス体制として取締役会制度及び監査役会制度を採用しております。現在当社が構築しているこのようなガバナンス体制は、取締役相互の経営監視機能と監査役会及び各監査役(全て社外監査役)による経営監視機能により上記の目的の達成に向けて実効性のある体制となっているものと認識しております。

2006年5月には、会社法施行にあわせて「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備」について取締役会で決議するとともに、2007年2月15日及び2008年4月15日開催の取締役会におきまして、体制整備に関する進捗状況の報告と今後のスケジュール等についての確認を実施しております。

また、2007年4月よりコンプライアンス体制及びガバナンス体制の強化を目的として、新たに社長直属の組織化された内部管理担当を社内組織化するなどの体制整備を進めております。この内部管理担当の組織上の長は、内部監査実施者に指名されており、社内組織的な内部監査体制を構築しております。

更に当社では、金融商品取引法の規定(J-SOX法とも言われています。)に基づき、2009年3月期から適用される「財務報告に係る内部統制の監査と評価」への対応を進めており、会計処理の健全性、財務報告の信頼性を向上させるための財務報告に関する内部統制手続きの文書化及び財務諸表の開示に関する手続きの明確化を図り、全社的な内部統制システムの充実強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%以上 20%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐々木 謙	12,958	10.30
奥村 龍昭	7,552	6.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,444	5.92
緑屋電気株式会社	7,200	5.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,805	5.41
市原 澄彦	6,408	5.09
柴田 高幸	5,948	4.73
成田 喜則	5,012	3.98
森屋 和喜	4,120	3.27
株式会社アパールデータ	4,000	3.18

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、ジャスダック
決算期	3月
業種	電気機器
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社取締役会は、取締役6名(代表取締役1名を含む。)で構成されており、全て社内取締役で構成されています。当社の主な事業は、半導体の設計業務であり、技術的専門性の高い分野での事業活動となっております。このような分野での経営的判断を迅速かつ的確に行うための最適な取締役として、現在の取締役(全て社内)が株主総会で選任されています。

各取締役の職務執行に関する重要な決裁事項につきましては、直属の担当取締役を含む全ての取締役がチェックの上、意見を述べる事ができる仕組みを社内規程に規定し運用しており、取締役相互による牽制が働く体制としております。

更に、株主総会で選任された監査役会を構成する3名(1名は常勤監査役)全ての監査役が社外監査役となっており、取締役の職務執行に対する監査機能及び牽制機能を高めているものと認識しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人であります。監査役(監査役会)は、会計監査人と緊密な連携体制をとりながら、監査業務を執行しております。監査役(監査役会)と会計監査人との具体的な連携状況と致しましては、事業年度開始前における通年の監査計画の説明・報告から始まり、中間決算及び本決算時に会計監査人が開催する決算監査に係る会計監査報告会の都度、会計監査人による会計監査の状況を把握しております。また、監査役(監査役会)は、必要に応じて会計監査人と会合を持つことが可能な体制となっており、緊密な連携がもたれているものと認識しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、社長直属の組織化された内部管理担当の長を内部監査実施者に指名しております。内部監査実施者と監査役は、必要

に応じて面談を実施し、相互の監査状況を確認するとともに、情報の共有を図っております。2008年4月以降におきましては、監査役が作成する監査計画及び内部監査実施者が作成する内部監査計画書において両者が面談する会議を定例化することにより、相互連携の強化を図っております。全ての監査役及び内部監査実施者は、毎月開催される取締役会(全ての監査役と内部監査実施者が出席)やゼネラルマネージャー会議(予算統制等を行う経営会議であり、常勤監査役と内部監査実施者が出席)に出席し、情報の共有化を図りながら、経営に関する方向性や決定事項を把握するように努めております。監査役及び内部監査実施者は両者で連携を図りながらも、各々が独立した立場で経営に係る会議に出席し、各種情報を収集するとともに、各会議において必要と思われる質疑や意見がある場合、その表明を行うこととしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
吉田 良樹	他の会社の出身者									○	○
三村 勝也	公認会計士									○	○
五十島 滋夫	公認会計士				○					○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
吉田 良樹	特記事項はありません。	吉田良樹氏を当社社外監査役として選任している理由は、当社が属する電気機器業種に係る豊富な経験及び知見とともに、同業種での常勤監査役としての経験等を勘案したことによります。
三村 勝也	特記事項はありません。	三村勝也氏を当社社外監査役として選任している理由は、同氏が有する長年にわたる公認会計士としての経験及び事業会社の経営に関する知見等を総合的に勘案した結果であります。
五十島 滋夫	特記事項はありません。	五十島滋夫氏を当社社外監査役として選任している理

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		由は、同氏が有する長年にわたる公認会計士としての経験及び事業会社の経営に関する知見等を総合的に勘案した結果であります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社の監査役 3 名は、全て当社と利害関係のない社外監査役(内 1 名は常勤監査役)で構成されております。全ての監査役は、原則として毎月開催される定例取締役会に出席し、必要と思われる質疑や意見がある場合、それらを表明するとともに、常勤監査役は、定例取締役会以外に毎月開催されるゼネラルマネージャー会議(予算統制等を行う経営会議)にも出席し、業務の進捗状況を把握することに努め、業務監査及び会計監査の適法性・相当性を判断しております。

①2008 年 3 月期に開催した取締役会及び監査役会への出席状況は、次のとおりであります。

常勤監査役 吉田良樹	取締役会	16 回開催中 16 回出席
	監査役会	7 回開催中 7 回出席
監査役 阿部 勝	取締役会	16 回開催中 15 回出席
	監査役会	7 回開催中 6 回出席
監査役 里吉勝己	取締役会	16 回開催中 16 回出席
	監査役会	7 回開催中 7 回出席

②2009 年 3 月期に開催した取締役会及び監査役会への出席状況は、次のとおりであります。

常勤監査役 吉田良樹	取締役会	14 回開催中 14 回出席
	監査役会	9 回開催中 9 回出席
監査役 阿部勝	取締役会	14 回開催中 5 回出席
	監査役会	9 回開催中 2 回出席
監査役 里吉勝己	取締役会	14 回開催中 5 回出席
	監査役会	9 回開催中 2 回出席

(注)阿部勝及び里吉勝己の両氏は、2008 年 6 月 21 日付けにて任期満了となり、退任いたしました。

監査役 三村勝也	取締役会	14 回開催中 9 回出席
	監査役会	9 回開催中 7 回出席
監査役 五十島滋夫	取締役会	14 回開催中 9 回出席
	監査役会	9 回開催中 7 回出席

(注)三村勝也及び五十島滋夫の両氏は、2008 年6月21日付定時株主総会において新たに選任された監査役であります。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社はこれまで、取締役に対するインセンティブとしてストックオプション制度を採用しておりました。しかし、新株式を発行すること

に伴う発行済株式数の増加等の各種影響を勘案し、現在新たなストックオプションの付与は実施しておりません。現在、取締役へのインセンティブといたしましては、その報酬の一部として業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社におきましては、過年度までストックオプション制度を導入することにより、役員及び従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、経営努力や職務執行意欲の向上を企図してまいりました。また、有能な人材を獲得するため、報酬とは別のインセンティブを付与することを目的とした制度としても採用してまいりました。2007年3月期におきましては、従業員に対する従業員持株会を発足させてインセンティブを付与するとともに、取締役に対しましては、その報酬の一部として業績連動型報酬制度を導入しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

当社では、社外取締役がおりませんので、社内取締役の総額を報酬限度額とともに開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

当社の監査役3名は、全て社外監査役で構成されております。監査役に対する情報提供につきましては、定例取締役会開催日前日までに常勤監査役に対して当日使用する資料を提示しておりますので、疑問点等につきましては事前に確認することができる日程となっております。また、その他の監査役につきましても、当日、定例取締役会開催前に会合を開き、問題意識の共有を図っております。更に、各監査役は、取締役会において必要と思われる質疑や意見を述べ、取締役はその質疑や意見に対して明確な回答を行っております。

監査役に対する社内重要情報の報告体制を整備する目的から、2005年5月15日に稟議規程を改定し、決裁済み稟議書を全て常勤監査役が閲覧する仕組みとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

【業務執行】

当社における業務執行、監査、監督の方法といたしましては、第一に毎月開催される定例取締役会での決議があげられます。定例取締役会は、取締役社長が議長となり、全ての取締役及び監査役が出席する会議となっております。この定例取締役会の中で、月次決算に係る経営成績等について管理担当取締役より報告を受け、計画に対する進捗状況を確認しております。また、技術、営業、管理の各グループの担当取締役より各業務の進捗状況の報告を受け、業務執行に関する問題意識を横断的に共有しております。定例取締役会には内部監査実施者も出席し、会社が進めている経営の状況や問題点についての情報収集を行っております。

また、定例取締役会とは別にゼネラルマネージャー会議(予算統制等を行う経営会議)を毎月開催しております。この会議は、社長、各担当ゼネラルマネージャー及び各担当アシスタントゼネラルマネージャー(全て取締役)で構成され、技術、営業、管理の各グル

ープに属する各チームのチームリーダー及び社長直轄の各担当組織の長も出席し、業務執行による現状報告及び進捗状況に関する情報を共有しております。この会議には、常勤監査役及び内部監査実施者(内部管理担当長としても出席)も出席し、情報収集を行うとともに、必要と思われる質疑や意見を述べる事ができる仕組みとしております。

【取締役候補者の選定】

当社におきましては、新任取締役候補者の選定の基準といたしまして、以下の点を考慮しております。

1. 経営的視点から技術系企業である当社の事業活動全般を統括する能力を備えていること
2. 当社が属する業界若しくは担当する職務についての経験・資質及び知見を備えていること
3. 人格・人柄・その他社会人としての教養及び常識・倫理的規範意識を備えていること

【取締役等の報酬の決定に関する事項】

取締役等の報酬につきましては、定時株主総会におきまして各報酬の総額をご承認いただき、当該報酬総額の枠内において、内規に定められた係数を使用して各職位に応じた報酬を算定しております。

【監査の状況】

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人であります。この会計監査人は、監査役会、各監査役及び内部監査実施者等と緊密に連携を図りながら、監査計画の立案から期中の会計監査そして決算監査報告までを滞りなく実施しております。

2008年3月期におきまして会計監査業務を執行した指定社員(現指定有限責任社員)は、渡辺和紀氏及び安斎裕二氏であります。なお、両名とも当社の監査業務に従事している期間は7年未満であります。新日本有限責任監査法人におきましては、一定期間を超えた関与を自粛する体制を採用しており、監査体制及び監査結果に係る信頼性を担保する制度を整えております。会計監査業務に係る補助者の構成といたしましては、公認会計士6名及び会計士補4名の構成となっております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を目的として株主総会招集通知の早期発送を実施しております。2007年6月17日に開催された株主総会に係る招集通知につきましては、法定期日の8日前に発送いたしました。また、2008年6月21日に開催された定時株主総会に係る招集通知につきましても、前年と同様に法定期日の8日前に発送を実施いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、多くの株主の皆さまが株主総会へ出席いただけるよう、株主総会集中日の10日程度前に株主総会を開催する方向で開催日を決定しております。
その他	当社では、株主総会開催集中日を避けて設定しており、更に土曜日又は日曜日の開催とすることにより、より多くの株主の皆さまが出席いただける環境を整えることで、当社株主総会の活性化向上を図っております。2008年6月開催の株主総会におきましては、土曜日の開催といたしました。また、株主の皆さまの当社に対する理解の促進等を目的として、株主総会後に株主の皆さまに向けた説明会を開催しております。更に、株主の皆さまの当社に対する理解促進を目的として、毎年12月に大阪地区での説明会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	当社では、個人投資家向けの定期的説明会として毎年5月初旬までに東京において説明会を継続して開催しております。また、2007年3月期には札幌・大阪・名古屋といった地域で説明会を開催し、2008年3月期には大阪・福岡・金沢・東京などの地域で説明会を開催しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	アナリスト・機関投資家向けの定期的な説明会開催状況といたしましては、四半期決算開示後に年4回決算説明会を開催することとしております。各説明会は、決算開示後速やかに開催するとともに、代表者及び管理担当取締役により決算報告及び今後の見通しにつきまして説明を実施することとしております。

	代表者自身 による 説明の有無	補足説明
IR資料の ホームページ掲載	あり	当社では、ホームページによる IR 情報伝達を重視しており、掲載事項につきましては、その内容とともに更新頻度という側面からも取組みを強化しております。情報の内容といたしましては、代表者からのメッセージをはじめとして、決算短信・有価証券報告書・会社説明会資料・IR スケジュール・FAQ 等を掲載し、各情報の内容の充実を継続的に推進しております。
IRに関する部署 (担当者)の設置	—	当社では、管理グループ内に IR・広報チームを設置して、IR 業務を担当させております。IR 担当役員といたしましては、取締役管理グループゼネラルマネージャーであります千代進弘、IR・広報チームのリーダーは、シニアマネージャーでもあります植野悦匡が担当しております。
その他	—	当社におきましては、情報受領者であります株主・投資家の皆さまに向けたタイムリーで実効性のある情報配信を実現するために、各種の取組みを行っております。インターネット環境を前提としたホームページの掲載情報の充実や IR メール配信、携帯端末向けの IR 情報配信に加え、ラジオによる説明会内容の配信や株主の皆さまを対象とした説明会の開催などといった取組みにより、より多くの株主・投資家の皆さまの当社に対するご理解の促進を図っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社では、企業理念において株主、従業員、顧客、取引先等全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立することを掲げ、各ステークホルダーの立場を尊重する方針を採用しております。
環境保全活動、 CSR活動等の実 施	当社では、企業理念においてコーポレート・ガバナンス体制の確立を掲げることにより、社会的責任を全うし得る企業体制を構築することを推進しております。当社が、現在取り組んでいる CSR 活動といたしましては、日本赤十字社、財団法人癌研究会、財団法人日本心臓財団、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金等への寄付金の拠出を実施しております。また、個人投資家・アナリスト・機関投資家等に向けて定期的に開催している当社説明会において各団体の活動内容を紹介するパネ

	<p>ル展示を行うなど、当該団体の認知度向上という側面からの協力も実施しております。また、中古PCの地方自治体への寄贈などの活動も実施しており、総じて当社の現在の状況に適したCSR活動を実施しております。更に、組み込み機器産業の中心となる技術者の育成を目的として、筑波大学と連携して「組み込みキャンパス OJT」という教育プログラムを実施することいたしました。2009年4月の開講に向けて、教育環境等の整備を進めております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社企業理念において、ステークホルダーの立場の尊重とともに全てのステークホルダーに対して法令・定款・規則を遵守しながら、適時適切な情報開示を行うことと定めており、この理念に立脚して以下の方針によって情報開示とIR活動を行うこととしております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業・財務情報等の各種情報を適時、正確、公平かつ継続的に開示し、株主・投資家の皆さまへの説明責任を全うします。 2. 株主・投資家の皆さまの当社IR活動に対するご意見を参考とし、効率的かつニーズに適うIR活動を推進することにより、適切な市場評価の形成をめざします。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況>

当社は、2006年5月15日開催の取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」につき、以下のとおり決議いたしました。

(総論)

企業の社会的責任を全うするために、コーポレート・ガバナンスの確立が必要であり、それを実現するためには内部統制システムの構築、的確な運用が求められる。このような認識のもと、企業理念を明確にするとともに、同システムの体制整備のため法令に規定される事項につき取締役会にて決議し、その決議内容を全役員・従業員等が認識し、各業務の責任者のもと的確に運用・整備していく。もって、効率的で適法な企業体制を作り、企業の社会的責任を果たすことが可能となる。

<企業理念>

1. 最先端のLSI設計技術を生かし、グラフィックス及びサウンド関連の製品化を事業の核とする革新的な研究開発型半導体メーカーであり、以下の事項を確保していく。

(1) 高度な専門知識を持つ精鋭頭脳集団であること

(2) 独自の新技術、新製品を創造すること

(3) 工場を持たないファブレス企業であること

2. 株主、従業員、顧客、取引先等全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する。

3. 法令、定款、規則を遵守し、また、適時、適切な情報開示を行う。

4. 情報管理に十分配慮した上で、オープンで自由な企業風土を維持し、業容拡大を目指すとともに業容に即した社会貢献を行う。

<体制整備に関する決定事項>

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、情報管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保

存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

2.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険(以下、「リスク」という。)の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。

(2) 各業務執行取締役は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取り締役に報告する。

(3) 内部監査実施者による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

3.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 職務権限規程、決裁権限基準等職務執行に関連する規程を整備・運用する。

(2) 各組織単位(グループ)に業務執行取締役を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役に報告する。

(3) 稟議規程に基づき各グループ間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

(4) 社長、業務執行取締役、グループ長、グループ内チーム長による定例会議(以下、「GM 会議」という。)を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

4.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 行動規範、コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、顧問弁護士によるコンプライアンスセミナーを定期的を開催するなど従業員への教育を行う。

(2) 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

(3) 従業員のために、顧問弁護士を窓口として法律相談を受ける。

(4) 内部通報の有効性を確保するための規則を制定する。

(5) 会社規則集(定款を含む)を整備し、従業員等が常に目を通せる状態にする。

5.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役、従業員等は監査役会の定めるところにより、各監査役の要請に応じて報告をすることとする。

(2) 稟議書は決裁者による決裁後常勤監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。

6.その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 常勤監査役は、取締役会の他 GM 会議に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。

(2) 内部監査実施者、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

なお、「当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」については該当事項がないため、また、「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」及び「その使用人の取締役からの独立性に関する事項」については監査役と協議の上、現時点において監査役の職務を補助すべき使用人を置く必要がないことを確認したため決議しておりません。

また、上記の取締役会決議後におきましては、順次体制の整備を進めるとともに体制整備の進捗状況等を取締役に報告しております。なお、現在までの体制整備に向けた具体的な取り組みの状況といたしましては、各種体制的な整備はもちろんのこと、情報管理体制の規程レベルからの見直しを含む全社的な体制の整備なども行ってまいります。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の監査と評価」への対応も進めており、2008年3月期において、会計処理の健全性、財務報告の信頼性を向上させるための財務報告に関する内部統制手続きの文書化及び財務諸表の開示に関する手続きの明確化を図るなど、全社的な内部統制システムの充実強化に努めてまいります。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、株式会社アクセル行動規範において「法令遵守はもとより、社会の構成員として企業に求められる価値観・倫理観を堅持すること」や「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定めております。

また、当社従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

参考資料「[模式図](#)」:巻末「[添付資料](#)」をご覧ください。

V その他

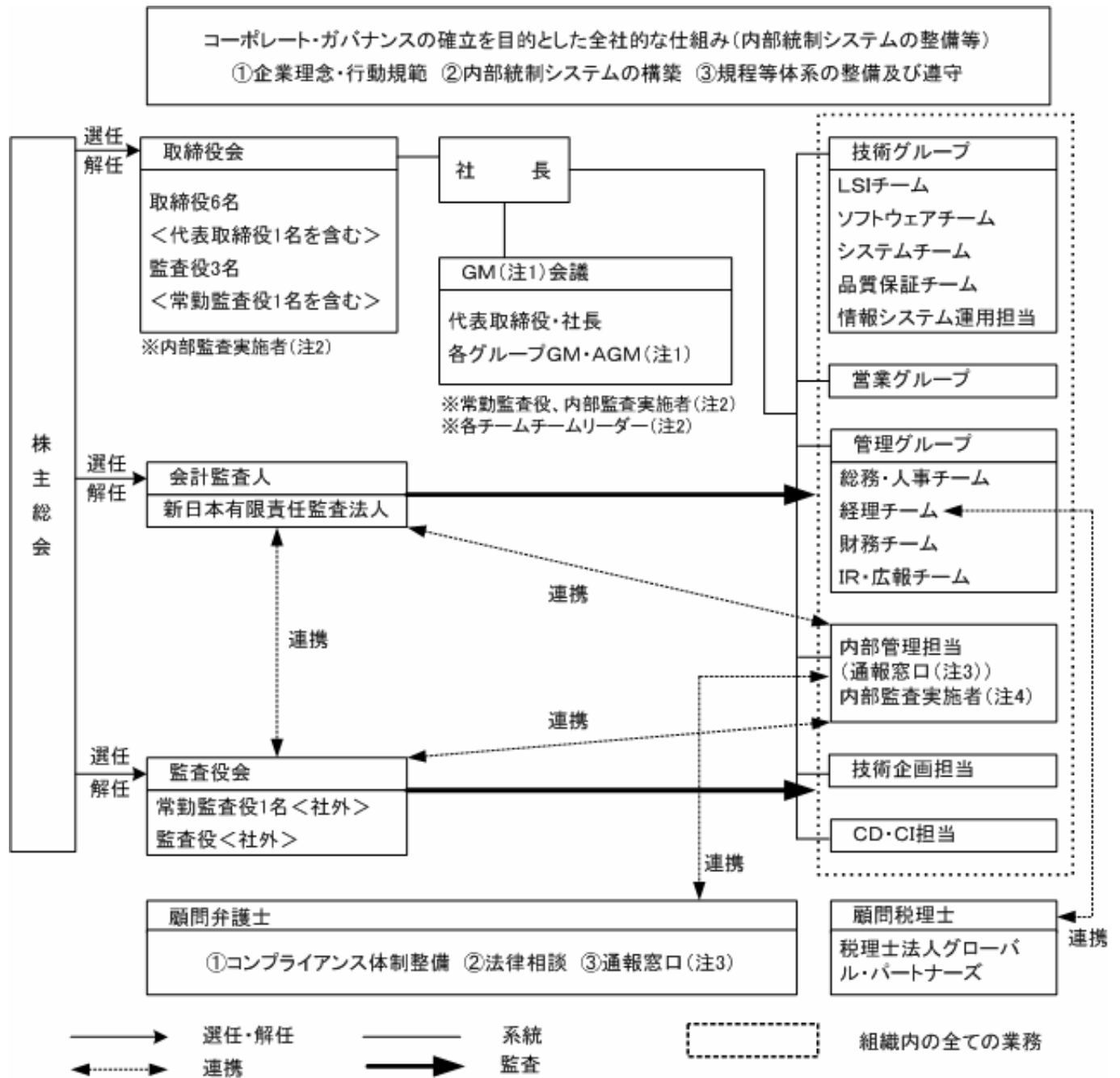
1. 買収防衛に関する事項

当社では、以下の方針のもと、一般に採用されている各種買収防衛策を導入しておりません。

当社は、当社が掲げる企業理念を支持する者が会社を支配する者である事が望ましいと考えております。当社企業理念に照らして不適切な者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社企業理念や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守るため、必要かつ適切な措置を検討する方針であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】



(注) 1. GMIは、ゼネラルマネージャーの略であり、AGMIは、アシスタントゼネラルマネージャーの略であります。
 2. 上図中の※印を付した者は、各会議に出席しております。
 3. 上図中の通報窓口とは、公益通報者保護法に基づく内部通報制度の通報窓口を指しております。
 4. 内部監査実施者は、内部管理担当の長が取締役会により指名されております。